# 令和7年度 滋賀地方最低賃金審議会 第2回滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事録

開	催	目	時	令和7年10月7日(火) 13時27分~15時02分				
開	催	場	所	ピアザ淡海 会議室				
				公益代表委員	出席 3 人	(定数3人)		
出	席	状	況	労働者代表委員	出席3人	(定数3人)		
				使用者代表委員	出席 2 人	(定数3人)		
				事務局	3人			
				公益代表委員	片山 聡	木下康代	宗野隆俊	
	席		者	労働者代表委員	鈴木敏和	谷口一幹	松井大介	
出				使用者代表委員	池田健	三浦浩明		
				事務局	青木労働基準	部長 足立賃	金室長	
				田原労働基準監督官				
主	要	議	題	・滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(金				
				額審議)				
議	事	<b></b>	録	別紙のとおり				

## ○足立室長

それでは、ただ今から、「令和7年度 第2回 滋賀県自動車・同附属品製造業最低 賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうご ざいます。

本専門部会の出席状況について、報告します。

公益側代表委員3名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員2名の合計 8名のご出席をいただいています。

したがいまして、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第 2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本専門部 会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、 本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

それでは以後の進行は、片山委員にお願いいたします。

#### ○片山部会長

皆さま、こんにちは。

第2回目の専門部会となりますので、全会一致で結審いただけるよう、皆様、ご 協力、よろしくお願いします。

それでは、議題の「滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

前回に続き、個別協議を進めて行きたいと思います。

労・使それぞれと個別協議を行いますが、まず、労働者側から協議を行います。検 討の時間はどのくらい必要でしょうか。

## ○松井委員

15分でお願いします。

# ○片山部会長

それでは、1時45分から労働者側との個別協議始めます。 控え室について、事務局から説明してください。

#### ○足立室長

個別協議に当たり、待機・検討していただく部屋を2階の201号室と202号室を用意しております。

私と田原がご案内します。

#### ○片山部会長

では、ここから休会といたします。委員の皆様、控室にご移動をお願いします。

# 【専門部会休会】

[労使各側に分かれての個別協議]

#### 【専門部会再開】

# ○片山部会長

それでは、専門部会を再開したいと思います。

本日の使用者側と労働者側の個別協議について若干ご意見をまとめますと、労働者側は、高卒初任給の金額や従業員300人未満の企業の賃上げ率に基づいたご主

張があり、使用者側からは、日本商工会議所の賃上げに関する調査に基づく賃上げ 率に基づいたご主張がありましたが、本日は合意に至りませんでした。

次回は、第3回専門部会です。全会一致による金額決定を目指して、労・使ともご協力をお願いします。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしくお願いします。 その他、各委員から何かありましたらお願いします。

# 〔意見なし〕

事務局から何かありますか。

#### ○足立室長

次回の第3回の専門部会は、10月16日(木)午前9時30分から滋賀労働局の会議室で開催いたします。ご出席、よろしくお願いします。

#### ○片山部会長

次回が最後の専門部会ですので、全会一致に向けた歩み寄りをいただきますよう、 よろしくお願いいたします。

それでは、「第2回 自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会」を終了します。 お疲れ様でした。